◉ Please see the websites below for details.

To all foreign nationals residing in Ebetsu

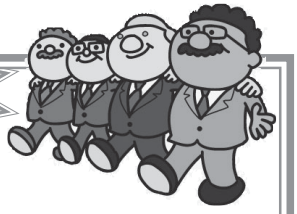

住民基本台帳制度が変わります

The registry system for foreign residents changes from Monday, July 9, 2012.

平成24年7月9日(月)から新しい住民基本台帳法が施行されます。大きなポイントは次の2つです。

①市外へ転出後も、住民基本台帳カードが継続して使えるようになります。

②外国人住民の方にも住民票の写しが発行されます。

◉市外へ転出しても、住民基本台帳カードが継続して利用できるようになります

住民基本台帳カード（住基カード）は市町村単位で発行しているため、市外へ転出する場合には、一度返納し、転入先で新たに申請する必要がありました。平成24年7月9日(月)からは、転入先の市町村窓口でご本人が継続利用の手続きをすることにより、手数料がかかることなく住基カードを引き続き利用することができます。詳しい手続きは、広報えべつ8月号でお知らせします。

なお、外国人住民の方については、平成25年7月中旬以降に住基カードを発行できるようになる予定です。

◉外国人住民の方も、住民基本台帳法の適用対象となります

外国人住民の方にも日本人と同様に住民票が作成されます。このことにより、これまでの外国人登録原票記載事項証明書に替わり、日本人と外国籍の方が同一世帯の場合では、世帯全員が記載された住民票の写しが発行でき、同一の世帯であることの証明が容易となります。

◉「特別永住者証明書」や「在留カード」が交付されます

外国人登録証明書がなくなり、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が、それ以外の方には「在留カード」が交付されます。なお、外国人登録証明書は、当面特別永住者証明書または在留カードとして使用できます。

◉外国人の方が市外へ転出する場合も転出届が必要となります

これまでは、外国人の方が市外へ転出するときには、市役所での手続きは不要でしたが、平成24年7月9日(月)以降は、他の市町村に引っ越しする場合、事前に市役所で転出の手続きをして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村窓口に転出証明書と特別永住者証明書または在留カードを添えて転入の手続きをすることになります。

詳細 市民課市民係 ☎381-1020

■法務省「新しい在留管理制度がスタート」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

■法務省「特別永住者の制度が変わります」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

■総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

えべつ未来市民会議を傍聴しませんか？

新総合計画の策定に向け、江別市でこれから何に取り組んでいくべきかを市民の目で討論する「えべつ未来市民会議」（43委員により構成）を、これまでに5回開催しています。第9回まで月に1回程度開催し、市民会議としての提言をまとめる予定です。

今後の開催については、日程などが決まりしだい、市のホームページなどでお知らせします。傍聴を希望される方は、当日直接会場へお越しください。

詳細 政策調整課総合計画担当 ☎381-1295

～ 健康長寿は口のケアから ～「むせたり、飲み込みにくくなっていませんか？」

「年をとったら誰でも噛(か)めなくなる」、「入れ歯だからしかたがない」、「むせるのは年のせい」と思っていませんか？口の働きは食べることや話すことだけにとどまりません。全身の健康に影響することもわかっています。

講演会では、歯（入れ歯）の手入れのみならず、いつまでもおいしく食べること、楽しく若々しく話すための知識と口の体操など具体的な方法を歯科医師と歯科衛生士のお二人の先生から学びます。ぜひご来場ください。

講師：歯科医師　原口克博(かつひろ)先生（友愛記念病院）、
歯科衛生士　讃井智子(さぬいともこ)先生

日時：平成24年8月1日(水) 10:00～11:30

会場：野幌公民館ホール（野幌町13-6）
参加無料。直接会場へお越しください。

詳細 介護保険課 ☎381-1067